

中小企業等の範囲について

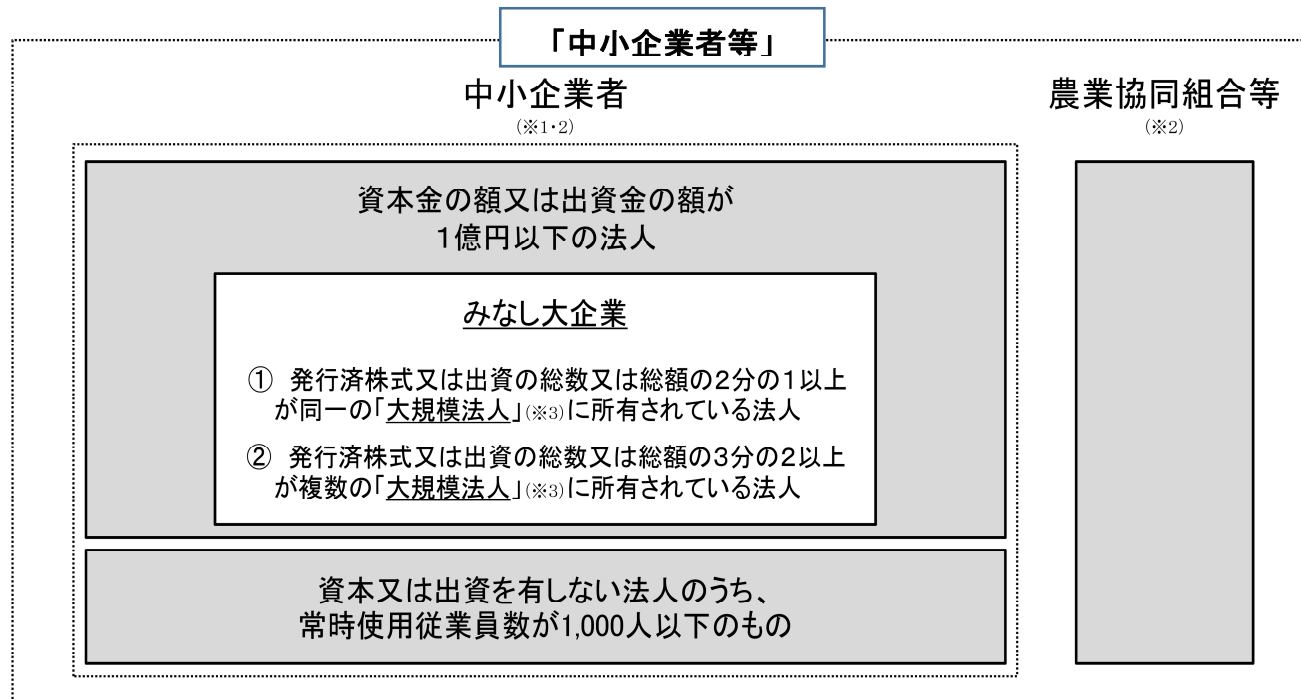
資料 8

○ 企業規模に応じた税制上の措置

法 律	規 模	内 容
法人税法	資本金（出資金）1億円以下	軽減税率及び中小法人向け租税特別措置の対象
地方税法	資本金（出資金）1億円以下	外形標準課税の対象外及び中小法人向け税負担軽減措置※の対象

※ 租税特別措置（法人税）に係る地方税の対応

法人住民税においては、法人税における税額控除適用前の法人税額を課税標準とし、原則として税額控除の影響を遮断しているが、「中小企業者等」に限り、税額控除を適用している。



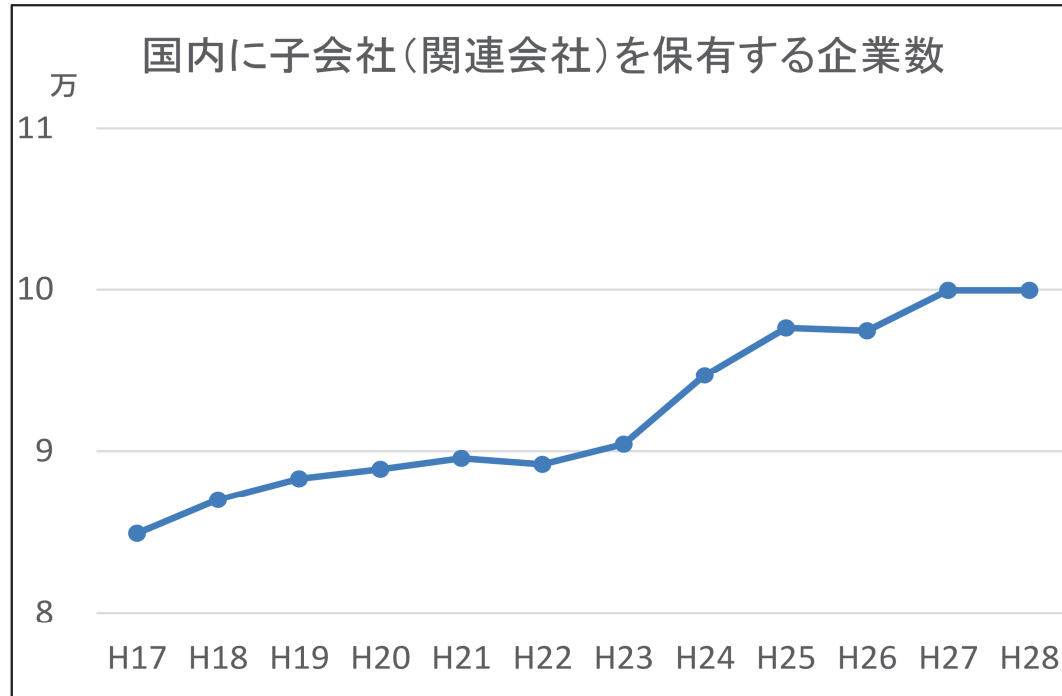
※1 課税所得（過去3年間平均）が15億円以下であるもの。

※2 青色申告書を提出しているもの。

※3 「大規模法人」とは、以下のいずれかに該当する法人。

- ・ 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人
- ・ 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用従業員数が1,000人超の法人
- ・ 大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人、相互会社・外国相互会社のうち常時使用従業員数が1,000人超の法人、受託法人）の100%子法人
- ・ 100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている普通法人

○ 参考 1 : 子会社を保有する企業数（分社化等）は増加



(出典)企業活動基本調査(経済産業省)

○ 参考 2 : 中小企業基本法における中小企業者の範囲

	製造業・その他	卸売業	小売業	サービス業
資本金 (出資金)	3 億円以下	1 億円以下	5000 万円以下	5000 万円以下
従業者数	300 人以下	100 人以下	50 人以下	100 人以下